

【投稿論文（査読なし）】

台湾著作権法における「権利者保護」以外の思想*

中国政法大学刑事司法学院博士課程 高橋孝治†

要旨

台湾（国名としては「中華民国」）の著作権法第1条には、著作者や著作権者の権利保護のみならず、社会の公共の利益や、国家の文化的発展をも保護することを目的とするとしている。そして、これを具現化するかにように台湾著作権法には、著作権の保護よりも国家利益や産業保護を重視するかにような規定が見受けられる。本稿は、台湾著作権法を概観し、このような「権利者保護」以外の思想を確認し、これをもって台湾著作権法の根底にある思想を明らかにすることを目的とする。その結論としては、台湾著作権法には一部の規定のみだが、確実に「権利者保護」以外に重要視している思想があり、台湾には「アジア的な思想」といわれる「著作権法違反に対し寛容的な思想」も存在しているといえる可能性があるとして指摘する。

1. はじめに

著作権法とは、基本的には著作権者の権利を保護するための法律である（中山，2007，p. 12；寺本他，2010，p. 2など）。ところが、台湾（国名としては「中華民国」。ただし、以下も「台湾」と表現する）の著作権法は必ずしも、著作権者の権利のみを保護するものではない。例えば、台湾著作権法（1928年5月14日公布。2014年1月22日最終改正・改正法施行）の第1条には「著作者の著作による權益を保障し、社会の公共の利益と調和し、国家の文化発展を促進するために特に本法を制定する」と規定されている。つまり、著作者や著作権者の権利のみならず、社会の公共の利益や、国家の文化的発展をも保護するのが台湾著作権法なのである。そして、台湾著作権法の条文をみると、この「公共の利益」や「国家の文化発展」のためと思われる条文が散見できる。即ち、著作権法に著作者の権利保護以外の思想・発想が見受けられるのである。

本稿は、このような台湾著作権法の中にみられる「権利者保護」以外の思想を探求し、もって台湾法に流れる思想を探ることを目的とする。なお、本稿では、台湾著作権法のうち、特に法制史、複製権、同一性保持権に焦点を当てていきたい。また、これらにかかわる点として台湾の著作権法の概要にも少々触れることとする。

*本稿において、[] は直前の単語の中国語原文であることを示し、初出にのみ付した。

†研究領域：中国法。法律諮詢師（中国政府認定法律コンサルタント、初の外国人合格）。

2. 台湾著作権法概説

本章では、台湾著作権法の歴史、概要をみて、その後本稿が特に注目したい複製権、同一性保持権についてみていく。

2.1 台湾著作権法の歴史

台湾島の歴史は、オランダ統治時代、鄭氏王朝時代、清朝統治時代、日本統治時代を経て中華民国政府による統治という変遷をたどっている（後藤，2009，p. 4）。ところが、法律の分野に限ってみると、台湾法は基本的には1912年に中国大陸（現在の中華人民共和国〔以下「中国」という〕政府が実効支配している空間を意味する）で成立した中華民国の法律を引き継いでおり^{（注1）}、形式的には日本統治時代の法などを継受することはなかった。このため、台湾法制史を考察する場合には、中国共産党統治前の中国大陸の法をみる必要がある。

中国大陸における最初の著作権法は清末期の1910年に頒布された「著作権律」である（蕭，2010，pp. 8～9；羅，2014a，p. 53）。さらに1915年11月7日に北洋政府により「著作権法」が（ただし、この法律は未施行）（蕭，2010，pp. 8～9；羅，2014a，p. 54），さらに1928年5月14日に新しい「著作権法」が制定された（本山，2000，p. 47；曾，2007，p. 211）。そして，1949年12月には，中国国民党が，中国大陸から台湾島に逃れ渡っていったものの，1928年に中国大陸で制定された「著作権法」が現在の台湾著作権法の基礎となることになる（もっとも，1928年の著作権法は，中国大陸の中華民国期である1944年4月27日と1949年1月13日に小改正されていた）（本山，2000，p. 47；曾，2007，p. 211）。

現在の台湾著作権法は，1928年に制定された著作権法が基礎とはなっているが，その後何度も改正されて現在にいたっている（林，2011，p. 2）。これらの改正のうち1992年と1998年の改正は特に重要なものと指摘されている（曾，2007，p. 215）。特に1992年の改正は「修正の度合いは極めて大きく，全面改正とすることができる」とか（蕭，2010，p. 16），実質的に「台湾の著作権法は新規則を基本的に確立した」と評される（曾，2007，p. 215）。具体的には1992年の改正では著作権として保護される範囲が従来の倍近くに増えた。この中で1992年の改正によりはじめて台湾人と外国人が相互平等に著作権保護を受けられるようになった（曾，2007，p. 215；蕭，2010，p. 17）^{（注2）}。ところで従来台湾では日本の著作物が無条件に保護を受けることはなかった。しかし，それは1992年の著作権法改正によっても変わらなかった。日本と台湾には著作権保護に関する条約などが存在しなかったからである（高野，1990，p. 184；前田，2002，p. 22）。当時から台湾は多国間の国際的な著作権条約には加盟していなかったし（頼・鐘，2010，p. 508），日本は中国に配慮してか台湾と二国間協定を結ぶつもりはないと明言していた（高野，1990，p. 187）。即ち，1992年の台湾著作権法改正で台湾と著作権保護の条約関係がある場合などには著作権が保護されることになったものの，日本と台湾にはこの条約関係がなかったのである（当時の日本企業の台湾における海賊版対策については，2.2で説明する）。

1998年の改正は台湾が世界貿易機構（以下，「WTO」という）に加盟するため，貿易関連知的

所有権協定（以下「TRIPS 協定」という）に対応した著作権法を作成することを目的としていた（本山，2000，p. 47；蕭，2010，p. 21）。TRIPS 協定とは，世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下「WTO 協定」という）に付属する協定である（附属書一 C）。TRIPS 協定第 9 条では WTO 加盟国に対し，文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（以下「ベルヌ条約」という）第 1 条から第 21 条までと付属文書の遵守義務を規定している（著作権者人格権に関する規定は除く）。このように WTO に加盟すると，ベルヌ条約に加盟していなくても，ベルヌ条約の遵守が求められるようになる（齊藤・吉田，2010，p. 224）。

その後，台湾は 2001 年 11 月 12 日に WTO への加盟が承認され，2002 年 1 月 1 日から正式に WTO へ加盟した（前田，2002，p. 22）。これにより TRIPS 協定が台湾で発効し，日本の著作物も台湾で保護されることとなり現在にいたる（前田，2002，p. 22；文化庁，2004，p. 90）。

2.2 台湾著作権法の概要^(注 3)

台湾における著作権は，「著作が完成したとき発生する著作権者人格権〔著作人格権〕および著作財産権」であるとされる（台湾著作権法第 3 条第 3 項。以下，条文番号のみを示すときは台湾著作権法を表す）。ここでいう「著作」は，「文学，科学，芸術あるいはその他学術の範囲の創作」であり（第 3 条第 1 項），語文著作や美術著作などが列挙されている（第 5 条）。また著作人格権には公開発表権（第 15 条），氏名表示権（第 16 条），同一性保持権（第 17 条）がある。著作財産権には複製権〔重製権〕（第 22 条），公開口述権（第 23 条），公開放送権〔公開播送権〕（第 24 条）などがある（章，2009，p. 6）。

現在の台湾は日本と同じく，著作権は原則として著作が完成したときに発生する（第 10 条^(注 4)）。また「著作財産権は本法に別の定めがある場合を除き，著作権者の生存期間およびその死後 50 年まで存続する」（第 30 条第 1 項）としている^(注 5)。なお，著作人格権については，「著作権者が死亡あるいは消滅したとしても著作人格権の保護は行われ，生存あるいは存在しているとみなし，何人も侵害してはならない。ただし利用行為の性質および程度，社会の変動やその他の事情から著作権者の意思に反しないと認められる場合には侵害を構成しない」としている（第 18 条）。

また，台湾の著作財産権にもある程度の制限がある。例えば一部の具体例をあげれば，中央機関や地方機関が立法や行政の目的のために必要があれば合理的範囲内で複製〔重製〕が認められ（第 44 条），司法手続きの際に必要な場合は合理的範囲内で複製が認められ（第 45 条），各学校での授業（講義）の際に合理的な範囲内ですでに公开发表された著作を複製することができる（第 46 条）^(注 6)。

また，現在日本の著作物が台湾でも保護される根拠は以下の通りである。第 4 条は以下のよう

外国人の著作は以下の形式の一つに該当するとき，本法による著作権を享有できる。ただし条約あるいは協定に別の定めがあり，立法院の決議を通過したものはそれに従う。

（一）中華民国管轄区域内ではじめて発行された場合，あるいは中華民国管轄区域外ではじめて発行され 30 日以内に中華民国区域内で発行された場合。ただしこの条件はその外国人

の本国で同一の状況で中華民国の著作を保護し、かつそれが証明されている場合に限る。

(二) 条約、協定あるいはその本国の法令、慣習により中華民国人の著作が当該国でも著作権を享有する場合。

日本の著作物の保護は、第4条但し書きを根拠にしているとされている(文化庁, 2004, p. 91)。「条約あるいは協定に別の定めがあり、立法院の決議を通過したもの」に TRIPS 協定が含まれると解釈されているからである(前田, 2002, p. 22)。無論, 第4条(二)の規定によっても保護されると一部の日本の論者は考えているが(前田, 2002, p. 22), 台湾では第4条(二)の規定により保護を受ける外国人は, 米国人, ニュージーランド人, 英国人, スイス人, 在スペイン台湾人, 在大韓民国台湾人であると解釈されている(文化庁, 2004, p. 91; 蕭, 2010, pp. 47~48)。以上から, 台湾著作権法第4条但し書きおよび TRIPS 協定によって日本の著作物は現在は台湾でも保護されるのである。

また, ここでいう「中華民国管轄区域内」は「台湾地区(台湾島, 澎湖諸島, 金門島, 馬祖列島)を指し, 中国共産党の統治下にある大陸地区とすでに独立した外モンゴルは含まない」としている(現在, 台湾は全範囲の実効支配はしていないが, 「中華民国」としての領域は現在の中国共産党実効支配地域およびモンゴルを含んだ領域であると主張している; 蕭, 2010, p. 44)。そして, 「はじめて発行」とは, 当該著作が世界各国で未発行であり, はじめて中華民国管轄区域内で発行された場合をいうとしている(内政部民国76年5月16日台(75)内著字第410443号函)。

台湾が WTO に加盟し, TRIPS 協定が発効したことにより, 2002年1月1日から日本の著作物が台湾でも保護されるようになったと2.1で述べた。しかし, これより前には, 台湾で日本の著作物を保護するために, 日本の著作物を台湾で最初に(日本国内よりも先に)発売を開始する方法を用いることにより対応している日本企業もあった(高野, 1990, pp. 184~188)。なお, (注4)で述べた通り, 1992年の著作権法改正前は台湾人に対しては創作主義を採用し, 外国人に対しては登録主義を採用していた。そのため, 「最初に台湾で発売して, 著作権登録を申請することは法律の上では可能。しかし, そんなことを実際の企業がするとは思えない」と言われていた(高野, 1990, p. 188)。

2.3 台湾における複製権

第22条は「著作者は本法に別の定めがある場合を除き, その著作を複製する権利を専有する」としている。複製とは「印刷, 複写, 録音, 録画, 撮影, 模写あるいはその他の方法により直接, 間接, 永久, 暫時に重複制作を行うことである」(第3条第5項)。この複製は2003年の法改正時に定義が修正された。即ち, 複製の形式が「有形」のものに限らないことを明記したのである(電子データ上の複製も含まれるようになった)(蕭, 2010, p. 26; 陳他, 2012, p. 239)^(注7)。

ところで, 複製権の侵害について第91条は以下のように規定する。「無断で, 複製の方法により他人の著作財産権を侵害した者は, 3年以下の懲役, 拘役, 新台幣75万元以下の罰金を科すもしくは併科する(第1項)。販売または賃貸を目的として, 無断で複製の方法により他人の著作財産権を侵害した者は, 6ヵ月以上5年以下の懲役に処し, 新台幣20万元以上200万元以

下の罰金を併科することができる（第2項）。光ディスクを複製する方法で前項の罪を犯した者は、6ヵ月以上5年以下の懲役に処し、新台幣50万元以上500万元以下の罰金を併科することができる（第3項）。この第1項および第2項の罪は親告罪〔告訴乃論之罪〕であり、第3項の罪のみ非親告罪〔非告訴乃論之罪〕である（第100条）（章，2009，p. 261；文化科学研究所編，2011，p. 38）。親告罪とは被害者による告訴がないと公訴提起できない犯罪類型である（池田・前田，2006，p. 83）。そのため販売または賃貸を目的として光ディスクを複製した場合は、権利者の告訴がなくても複製権侵害で犯罪となる。

なぜ、台湾では複製権侵害の刑事責任を原則的には親告罪としながら、光ディスクを複製した場合には非親告罪としているのだろうか。この理由は、2003年7月9日の著作権法改正時に知的財産局〔智慧財産局〕が発表した「新旧著作権法条文対照および解説〔新舊著作権法條文對照及說明〕」によれば、以下の通りである。「流行している音楽のCD、映画のDVDなどの複製がなされた場合、それは一人の一つの権利および経済的利益が侵害されたこととは状況が異なる。しかも、技術の進歩によりこれら（筆者注：光ディスクを意味する）は極めて短い時間で数千万単位で複製を製造することが可能であり、産業秩序、経済秩序を乱し、娯楽文化分野の産業、国家、産業競争力および国民道徳および風紀に打撃を与える。そのためこのような犯罪は単なる個人の法益が侵害されたという状況から、国家および社会の法益に損害を与えられたのと同質の転化が起こり、親告罪として論じるのは適切ではないため、国家が主体となって訴追できるものとするのである」（羅，2014a，pp. 559～560）。

2.4 台湾における同一性保持権

第17条に同一性保持権が規定されていることは2.2で述べた。ところで、台湾の同一性保持権はその呼び名が定まっていない。不当改修禁止権〔禁止不當修改權〕や禁止醜化権と呼ばれることもある。「不当」改修禁止や禁止「醜化」という言葉が示すように、第17条では以下のように規定している。「著作者は他人が歪曲、切り裂き、改ざんあるいはその他の方法の改変により、著作の内容、形式あるいは名目に損害を与え、その名誉を傷つけることを禁止する権利を有する」。つまり単に内容を変更するにとどまらず、著作の名誉などが傷つけられることが要件となっている。

これに対し、1985年改正前の第17条は「著作者は著作の内容、形式および名目の同一性を保持する権利を有する」という文言だった。即ち、著作者の同意なくして著作の内容、形式および名目に一切改変を加えることができなかつた（章，2009，p. 64）。これは現在の日本における同一性保持権と同一である。しかし、この規定は厳格すぎると批判されていた（陳，2011，p. 55）。即ち、経済が発達した社会において、著作物の利用時に一切の改変ができないことは不便であり、省略などの改変を許し、改変により著作の内容、形式あるいは名目に損害を与え、著作者の名誉が侵害された場合にのみ著作者は差し止める権利をもつこととなった（章，2009，p. 64）。これはベルヌ条約第6条の2第1項を参考にして改正されたともいわれている（陳，2011，p. 55）。つまり台湾はかつては日本と同等の一切の改変を許さない同一性保持権を知りながら、ベルヌ条約に合わせるとの名目でこれを改正したのである。

この点、日本の同一性保持権とはその目的が異なる。日本の同一性保持権は、著作物の無傷性の保障や著作者のこだわりの保護、著作者にとって自分の著作物の完全性を維持することは重要な人格的利益であるとしている（中山，2007，p. 385；齊藤・吉田，2010，p. 55；茶園，2014，p. 83 など）。これに対し台湾の同一性保持権は「著作の完全性を確保し，著作が他者により改竄されその価値を貶められ，名誉を棄損されることを防ぐ」ことが目的となっている（林，2011，p. 44）。台湾での同一性保持権侵害の具体例は行政通達であげられており「購入した他者の芸術品や裸体集をストリップ劇場の看板に用いること」などとされている（經濟部智慧財産局 1998年8月15日（87）台内著会発字第 8705268号）（蕭，2010，p. 122）。

3. 台湾の著作権法を概観して

ここまでで台湾の著作権法の歴史や概要などを概観してきた。ここでは、これまでみてきた内容から、まず 3.1 で「公共の利益」や「国家の文化発展」のための思想・発想をみて、3.2 ではアジア的法文化の視点が根底にある可能性に言及する。

3.1 台湾著作権法にみる「公共の利益」、**「国家の文化発展」**思想

「1. はじめに」でも述べたように、台湾著作権法の目的条文には、著作権者の権利のみならず、社会の公共の利益や、国家の文化的発展をも保護すると規定されている。その具体例として、販売または賃貸を目的として光ディスクを複製した場合などはその典型例であるといえる。これは、告訴がなくても著作権法違反を強く取り締まるためのものとも解釈できるが、その立法目的は国家および社会、産業が損害を受けるからであるということはすでに 2.3 で述べた。ここに、販売または賃貸を目的とした光ディスクの複製は、著作権者の意思の確認を待たずして、国家、社会、産業が損害を受けているとして、仮に著作権者がその複製に同意していたとしても国家が訴追できることになっているといえる。これは、権利者保護より、経済効果保護（産業保護）の側面が強く出ていることに他ならない。

また、台湾における同一性保持権も、かつては日本と同様に「著作者の同意なくして著作の内容、形式および名目に一切改変を加えることができない」権利であった。しかし、「経済が発達した社会において、著作物の利用時に一切の改変ができないことは不便」であるとの理由で、ベルヌ条約第 6 条の 2 第 1 項に合わせるとの名目で、1985 年の改正により、著作物の価値を貶められ、名誉を棄損されない限りは同一性保持権を侵害しないこととなった。これは、著作物の無傷性や著作者のこだわりよりも、適度な省略のし易さや著作物の利用のし易さなどの経済効果保護の方を重要視しているに他ならない。特に同一性保持権については、かつては日本と同等の一切の改変を認めない権利を認めていながら（即ち、台湾も日本と同等の同一性保持権についての知識はあるということである）^{（注 8）}、法改正によってそのような権利保護を行わないことにしているため、同一性保持権に着目すると「公共の利益」、「国家の文化発展」という思想が強いということは特に顕著であるといえるだろう。

さらに、1992 年の著作権法改正前には、台湾人に対しては創作主義を採用し、外国人に対して

は登録主義を採用していた点も、著作権者を保護するのではなく、「自国の文化発展を促進」のための色彩が強かったことの表れと評価できるだろう。

3.2 台湾著作権法にみる「著作権法違反に対し寛容的」な思想

3.1で述べたように、台湾著作権法には、随所に権利者の保護よりも「公共の利益」、「国家の文化発展」を優先する思想をもった条文があるが、『権利者保護』以外の思想はそれだけにとどまらないように思われる。例えば、かつての日本と同等の同一性保持権が認められていた時代に「この規定は厳格すぎる」との批判が出されていたことである。これは、つまり「少々の改変なら著作者の許諾を得ずに行ってもかまわない」という発想があることがうかがえる。即ち、「著作権法は形式的には存在しているが、著作権法違反に対し寛容的な思想」があるようにみえるということである。同様の思想は、中国の著作権法には、すでに存在していることを筆者は指摘したことがある^(注9)。これは、中国の数々の法制定や「法治主義」の標榜などは、各種国際条約やWTOに加盟するためであり(馮, 2008, p. 88; 田中, 2013, p. 15), 各種国際条約やWTO加盟という目的が達成された後は、制定したそれらの法律を遵守する必要がなくなったためということである(高橋, 2016, p. 60)。つまり、「いわゆる海賊版の横行は、アジア、特にモンスーンアジアに一般的にみられる共同体所有の伝統下での個人所有権意識の希薄性という『法文化』の視点から説明できるかもしれない」と言われるように(安田, 2010, p. 3), 中国社会は伝統的に海賊版(著作権法違反の商品)に容認的であり、WTO加盟という目的が達成された後は、その「本来の姿」に回帰しているのではないかということである(高橋, 2016, p. 60)。このような傾向は、台湾社会にもみることができるのではないだろうか。例えば、台湾はWTO加盟のために1998年にTRIPS協定に対応した著作権法改正を行っている。もちろん、このような目的での法改正は日本も行っており、WTO加盟のために法改正した事実のみをもって、台湾が「WTO加盟のためだけに、形式的には著作権法を改正したものの、実際にはそれを遵守するつもりはない」と断定的に評価することはできない。しかし、少なくともそのような評価ができる可能性は備えているということではある。

つまり、台湾もアジアの一部であり、「個人所有権意識の希薄性という『法文化』」をもっており、「著作権法違反に対し寛容的な思想」がある可能性があるということである。これは、かつて台湾で海賊版などが多く流通していたことから(高野, 1990, pp. 184~185), このように言うことができようと思える。そして、一切の改変を認めない同一性保持権を知りながら、それを「厳格すぎる」と批判していたのは、この思想の表れといえる可能性があるということである。

4. 結びにかえて

本稿では、台湾著作権法を概観し、そこには著作者や著作権者の権利保護よりも、公共の利益や国家の文化発展を優先する思想があり、それを具体化している条文が存在していること、また台湾社会では一切の改変を認めない同一性保持権を、「厳格すぎる」と批判していたこともあり、ここから台湾は、「著作権法違反に対し寛容的な思想」があるといえる可能性があることも指摘

した。このように述べると、台湾では著作権の保護が十分になされていないようにもみえるが、2003年までは、有形の複製でない複製権侵害に当たらないとされていたが（電子データ上の複製は条文の文言上、複製権侵害にならなかった）、法改正で複製権侵害に該当するようにするなど権利者保護のための改正なども行っている。あくまで、公共の利益や国家の文化発展を優先する思想（および著作権法違反に対し寛容な思想）は、台湾著作権法に「散見される」程度のものである（しかし、確実に存在している）。

このようにしてみると、台湾法とは非常に不思議な法体系をもっているといえる。台湾は1996年に民主化を達成したにもかかわらず、「人よりも国家が優先する」という思想をその法の中に見ることができるところからである。しかも、これは著作権法のみならず、台湾の人権観などにも「国家優先」という思想をみることができ（呉，2011，p. 134；高橋，2015，pp. 158～159）。本来、民主主義が導入された近代国家では、国家に対し自然人が上位に来るはずである（笹倉，2007，p. 135）。しかし、民主主義が達成されたはずの台湾で、法律の中に国家優先の思想をみることができるといえることは、国民が選んだ議員が「国民より国家利益の方が優先度が高い」という発想をもっていることに他ならない。さらには、このような条文が修正されないということは、間接的には台湾人も「国民より国家利益の方が優先度が高い」という発想を黙認しているともいえそうである。

本稿がこれまで述べてきたことは、あくまで台湾著作権法の一部の規定に着目した結果であり、他の多くの分野の法律に当たらないと台湾法全体について断定的に述べることはできない。しかし、著作権法の一部の規定に着目したのみであっても、台湾法にはこのような発想があるといえる可能性があるという指摘ができるということである。今後の課題は、台湾著作権法以外の台湾法にもこのような「国家優先」思想があるか否かを明らかにすることである。

注

- (注1) 「この時期に形成された法制度（筆者注：中国大陸の中華民国期の法制度を意味する）は国民党政府が台湾に渡って以降の台湾現行法に直接つながる」とも表現される（高見・鈴木，2010，p. 39）。なお，鈴木（2012，p. 295）および王（2012，pp. 115～116）も同趣旨を述べる。
- (注2) なお，1992年の著作権法改正よりは本国人（台湾人）に対しては創作主義を採用し，外国人に対しては登録主義を採用していた（文化庁，2004，p. 88）。
- (注3) 本節では台湾著作権法の概要を説明する。しかし紙幅の都合もあり，詳細には説明できない。台湾著作権法の詳細は，日本語文献では頼・鐘（2010）などを参照いただきたい。
- (注4) 1985年の改正前は，著作者が申請を行い，登記をすることにより著作権を取得するという登録主義だった（陳他，2012，p. 207）。
- (注5) 例外としては「著作が著作者の死後40年から50年の間にはじめて公開発表された場合，著作財産権の期間は公開発表後10年存続するものとする」（第30条第2項）としている。また第30条第1項に「本法に別の定めがある場合」とは，共同著作の場合は最後に死亡した著作者の死後50年（第31条），変名で公開した著作物もしくは無記名著作物の場合は公開発表後50年（第32条），法人著作の場合は公開発表後50年（第33条），撮影，録画，録音および表演の場合は公開発表後50年（第34条）といった定めである。
- (注6) その他にも教科書を作成する際（第47条），図書館などで個人的研究のための合理的な複製（第48条），教育機関もしくは公立図書館に取られた学術論文，すでに学位取得を受けた修士論文，博士論文の複製（第48条の1），時事報道のための合理的な複製（第49条），政府が出版する際の合理的な複製（第50条），個人の合理的な使用（第51条），引用（第52条），障害者9のための手話翻訳や文字の複製（第53条），政府機関もしくは教育機関が行う試験の際にすでに公開発表されている著作の合理的な複製（第54条），非営利目的の口述，公開放送，公開上映，公開演出（第55条）などがある（頼・鐘，2010，pp. 531～534；陳他，2012，pp. 229～237）。なお，日本では法律の

条文の間に新設条文を設けるとときには前の条文「の2」という条文を創設する（例えば第48条と第49条の間に新設条文を設ける際には「第48条の2」という条文番号をつける）。ところが台湾では前の条文「の1」という条文を創設する（台湾では「第48条の1」という条文番号をつける）。論文の複製について触れた「第48条の1」はその例である。

- (注7) それまでの「複製」は「印刷、複写、録音、録画、撮影、模写あるいはその他の方法による有形の重複制作」とされていた（1993年の法改正前の第3条第5項）。
- (注8) 刑事法の分野では、日本、台湾の双方で処罰を科すにあたって「法律にいかん規定しているか」よりも、「処罰の必要性」などに重きを置いているという、罪刑法定主義の不徹底が指摘されている（坂口，2011，p. 815）。これは、選挙を通じて間接的に国民が定めた法律よりも、国家（法を実際に運用する者）がどう考えるかが重要となっているという点で、「国家優先の思想」に通じるものが日本および台湾にはあると評価できる。ただし、本稿が述べているのは、台湾著作権法には、「運用」のみならず、「条文そのもの」に国家優先思想が表れているということである。この点は、いまだ一切の改変を許さない同一性保持権を掲げている日本とは異なる。そのため、この点では日本と台湾は異なっていると評価できる。
- (注9) 例えば、以下のような例が確認できる。中国では刑法（1979年7月1日公布。1997年3月14日全面改正。2015年8月29日最終改正。2015年11月1日改正法施行）第218条に、侵害複製品販売罪が規定されている。これにより、条文の文言上は「営利の目的で、複製品と知りながらそれを販売した者」に刑事責任が追及されるはずである。ところが、司法実務上は、「購入者が購入行為を行うときは、当該知的財産権の客体の権利行使については合理的な期待をもっている。もしこの合理的期待に沿えなければこの購入者は全く価値がないか実質的に価値のないものを買うことになる。そのため購入行為と同時に購入者は当該客体の知的財産権について黙示の許可を得ているものとみなす」（（2011）一中終字第5969号民事判決）として、海賊版の製造者から小売業者が「購入」した場合には「黙示の許可を得たものとみなされ」、「複製品と知りながら販売」の要件にかからず、刑法第218条が適用されなくなる。これはつまり、侵害複製品販売罪という罪を刑法に規定しておきながら、実務上適用される場合を相当に限定しているということである（高橋，2016，pp. 59～60）。

参考文献

（日本語）

- 池田修，前田雅英（2006）『刑事訴訟法講義（第2版）』東京大学出版会
- 後藤武秀（2009）『台湾法の歴史と思想』法律文化社
- 斉藤博，吉田大輔（2010）『概説 著作権法』ミネルヴァ書房
- 坂口一成（2011）「台湾における罪刑法定主義の理念と現実—その『感覚』をめぐる日本，そして中国との比較」『北大法學論集』（北海道大学大学院法学研究科）62（4），pp. 167～214
- 笹倉秀夫（2007）『法思想史講義〈下〉絶対王政期から現代まで』東京大学出版会
- 鈴木賢（2012）「比較法学の視角から見た台湾法の特殊な位置づけ」『新世代法政策学研究』（北海道大学情報法政策学研究センター）18号，pp. 293～305
- 頼浩敏，鐘文岳（2010）「台湾」小野昌延・岡田春夫編『アジア諸国の知的財産制度（山上和則先生古稀記念）』青林書店，pp. 505～568
- 高野雅晴（1990）「台湾との著作権問題，解決への壁は厚い／ゲーム・ソフトが著作権問題を浮き彫りに」『日経エレクトロニクス』（日経BP社）515号，pp. 184～189
- 高見澤磨，鈴木賢（2010）『中国にとって法とは何か—統治の道具から市民の権利へ（叢書 中国的問題群3）』岩波書店
- 高橋孝治（2015）『『国民』、『公民』、『人民』の日中台比較』『日本學刊』（香港・香港日本語教育研究会）18号，pp. 145～165
- 高橋孝治（2016）「中国流通の鳳凰社海賊版『進撃の巨人』における法的諸問題」『IP マネジメントレビュー』（一般社団法人知的財産教育協会）20号，pp. 50～62
- 田中信行（2013）「薄熙来と中国法の失われた10年」『中国研究月報』（一般社団法人中国研究所）787号，pp. 14～32
- 茶園成樹編（2014）『著作権法』有斐閣

- 寺本振透, 西村あさひ法律事務所編 (2010) 『解説改正著作権法』 弘文堂
- 中山信弘 (2007) 『著作権法』 有斐閣
- 文化庁 (2004) 『台湾における著作権侵害対策ハンドブック』 文化庁
- 文化科学研究所編 (2011) 『台湾における著作権侵害対策ハンドブック 2』 文化庁長官官房国際課
- 前田哲男 (2002) 「台湾における日本の著作物等の保護について」 『コピーライト』 (社団法人著作権情報センター) 499号, pp. 22~26
- 本山雅弘 (2000) 「各国の著作権法制 (第4回) 台湾」 『コピーライト』 (社団法人著作権情報センター) 474号, pp. 47~49
- 安田信之 (2010) 「アジア知的財産政策と制度 過去・現在・未来—アジア法・開発法学の視点から」 小野昌延・岡田春夫編 『アジア諸国の知的財産制度 (山上和則先生古稀記念)』 青林書店, pp. 3~42

(中国語)

- 陳銘祥, 吳尚昆, 陳昭華, 張凱娜 (2012) 『智慧財產權興法律 (第2版)』 台湾: 元照出版
- 陳仲麟 (2011) 「著作自由作為著作人格權的憲法基礎」 『東海大學法學研究』 (台湾: 東海大學法律系) 34号, pp. 49~89
- 馮曉青編 (2008) 『知識產權法』 中国: 中国政法大学出版社
- 林洲富 (2011) 『著作權法—案例式』 (第2版) 台湾: 五南圖書出版
- 羅明通 (2014a) 『著作權法論 (I)』 (第8版) 台湾: 台英國際商務法律事務所
- 羅明通 (2014b) 『著作權法論 (II)』 (第8版) 台湾: 台英國際商務法律事務所
- 王泰升 (2012) 『台灣法律史概論』 台湾: 元照出版有限公司
- 吳信華 (2011) 『憲法釋論』 台湾: 三民書局
- 蕭雄淋 (2010) 『著作權法論』 (第7版) 台湾: 五南圖書出版
- 章忠信 (2009) 『著作權法逐條釋義』 (第2版) 台湾: 五南圖書出版
- 曾憲義編 (2007) 『台灣法概論』 中国: 中国人民大学出版社